聞分災職業病

関西労働者安全センター

2020. 7.10発行〈通巻第512号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail:info@koshc.jp ホームページ:http://koshc.jp/



泉南型国家賠償で除斥期間を理由に棄却	2
すべての働く人が真っ当な給付を受けられる 労災保険特別加入制度へ	3
死ぬまで元気です vol.26 右田孝雄	8
韓国からのニュース	С
前線から	4

泉南型国家賠償で 除斥期間を理由に棄却

奈良地裁

断熱材メーカーとしてアスベスト含有材を製造していた「ニチアス」の子会社である竜田工業で就業し、石綿肺に罹患していた元従業員に関する泉南型国家賠償訴訟の判決で、6月23日、奈良地裁は損害賠償請求権が消滅する除斥期間を経過したことを理由に棄却した。

被災者は2012年に亡くなっていて、遺族が分かっていることは、被災者の石綿肺について2005年に管理区分2の決定を受けたということだけである。しかし、竜田工業に在籍中の1993年にすでに管理区分2の決定を受けていたことが国が提出した資料から明らかになり、この時期を起算点として裁判所は判断したのである。

管理区分決定については被災者に専属する情報であり、情報開示請求で得られるものではない。遺族による、故人のアスベスト労災請求情報について開示を認める判決が確定しているが、労働局によるとこの判決限りで他の事案に波及するものではないという。そうなると提訴するまで除斥期間を過ぎていたということは知る由もなく、その一方で、国家賠償訴訟に関する個別周知を厚生労働省から送付されていることを考えると、遺族がこの結論に納得できないのはもっともである。



記者会見する長部研太郎弁護士(左)と網本知晃弁護士

1993年から2012年までの約20年で、石綿肺の症状は進行したとも考えられるが、国による疾病の判断のみを基準とすると判示され、踏み込んだ判決とはならなかった。今後は控訴審で争っていくことになる。

奈良地裁では、これまで 40名のアスベスト労災被災者について7度の損害賠償訴訟が提起され、その多くがニチアス王寺工場を始めとするニチアス関連企業である。本年4月にも新たに3名の被災者について訴訟が提起されたほか、今後も個別周知が行われるごとに訴訟件数は増加していくと考えられる。

これからの課題は、本来であれば管理区 分決定を受けるべき元労働者が、中皮腫や 肺がんの疑いがないというだけで、未だに 症状の進行について適切な判断がされてな いことを掘り起こしていくことだろう。

すべての働く人が真っ当な給付を受けられる 労災保険特別加入制度へ 農業分野の災害多発からみえる労災保険の問題点

自営農業者の労災保険加入は 7.4%

業務が原因で労働者がけがや病気になっ たり死亡したときは、使用者が補償をする 義務を負う。その補償責任を担保するため、 労災保険制度があり、被災労働者は保護さ れる。しかし労働者以外であっても、業務 の実情、災害の発生状況からみて労働者に 準じて保護することが適当な場合がある。 一定の定められた人について、特別に任意 で労災保険に加入を認めているのが特別加 入制度だ。

2018年の農作業事故による死亡が 274 人と、明らかな災害多発産業である農業は、 被災者の大半を労働者ではない人々が占め ている(前号の「埋もれている農作業死亡 災害 | 参照)。それでは、労災保険による 農作業者に対する保護はどのぐらいカバー できているだろうか。

農業従事者の特別加入は、一定規模の農 業の事業場で一定の危険有害な農作業に従 事する者(特定農作業従事者)、特定の農 業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者 (指定農業機械作業従事者)、常時300人 以下の労働者を使用する事業主と家族従事 者(中小事業主等)の3種類となる。

厚生労働省の資料によると、2018年度 末現在で、特定農作業従事者としての加入 は67.305人、指定農業機械作業従事者は 30.574 人、中小事業主等は 31.412 人で ある。合計すると、農作業従事者のうち労 災保険による保護の対象となっているのは 129,291 人ということになる。

「農林業センサス」による農業就業人口 (基幹的農業従事者と、兼業ではあるが農 業の従事日数の方が多い農業従事者の合 計) は同年で 175.3 万人である。この数 字には、雇用労働者として農業に従事する 労働者を含まない、「自営農業」について の数字なので、ちょうど農業の特別加入制 度の対象と重なることとなる。したがって 現在の加入者数 129.291 人を 175.3 万人 で除して得られた数字、7.4%が労災保険 の加入率ということになる。

たいへんな労働災害多発産業なのに、手

厚い保護内容が完備された労災保険制度が ほとんどと言ってよいほど活用されていな いのだ。どうしてだろうか。

原則フルタイムだけの特定農作業従事者

特別加入制度の要件はどうなっているだろうか。

まず特定農作業従事者の特別加入の要件 は次のいずれもを満たすものとされてい る。

- ①「年間の農業生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、 家畜(家きん及びみつばちを含む)・蚕 の飼育の作業のいずれかを行う農業者 (労働者以外の家族従事者などを含む) である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従 事する。
 - ア 動力により駆動する機械を使用する 作業
 - イ 高さが2m以上の箇所での作業
 - ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏場所で の作業
 - エ 農薬の散布の作業
 - オ 牛、馬、豚に接触し、または接触す る恐れのある作業
- ①の規模についての要件は、自営農業従事者の175.3万人をおおむねの対象としていることを表している。そして③は労働

災害の危険が想定される作業の内容を列挙 するものとなっている。

ここで疑問がわくのは、②の農業そのも のの定義に関わる要件は別として、規模の 限定と危険作業の特定は、要件として必要 かということである。

規模要件は、他の仕事を主としていて農業も自営する兼業農家(いわゆる第2種兼業農家)のほとんどを排除することになる。この第2種兼業農家で農業機械を扱うなど、危険な作業を行う農業従事者は、相当な数いるはずだ。とくに農業を主としない兼業農家の従事者は、毎日いつも農業機械を扱うわけではなく、熟練しないまま作業に従事することにより、労働災害に被災する頻度はより多いことになる。この災害多発が予想される集団をあらかじめ排除してしまっているというわけだ。

そして従事する危険作業をア〜オの5種 類に限定することにどれほどの意味がある だろう。特別加入者となって被災したとき に、業務上災害かどうかは労災保険法の業 務上外の判断基準によって判断することに なるわけで、もちろん5種類の作業に限定 されるわけでもない。特定農作業従事者は、 はじめから入口で多くの加入を阻むものと なってしまっているのである。

使う機械限定の指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者についても同様 のことがいえる。対象となる人は、土地の 耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業 であって厚生労働大臣が定める種類の機械

を使用する人となっている。その機械は昭 和 40 年労働省告示第 46 条で次のように 列挙されている。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター (耕うん整地用機具、栽培管理用機具、 防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用 機具が連結され、又は装着されたものを 含む。)
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式スピードスプレーヤーその他の自 走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、コンバインその他の 自走式収穫用機械
- ⑥トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦次の定置式機械または携帯式機械
 - 動力揚水機
 - 動力草刈機
 - 動力カッター
 - 動力摘採機
 - 動力脱穀機
 - 動力剪定機
 - •動力剪枝機
 - ・チェーンソー
 - 単軌条式運搬機
 - ・コンベヤー
- ⑧無人航空機(農薬、肥料、種子、もしく は融雪剤の散布または調査に用いるもの に限る。)

農業で使用する機械は、ほぼ網羅されて いるということだろうか。最近では⑧のド ローンを新たに加えたのが記憶に新しい。

さてこれも、これだけもれなく機械を列挙 することの意味はどこにあるだろうか。

指定農業機械作業従事者は、小規模農家 つまり第2種兼業農家のような市営農業者 であっても危険度が高い作業が多いので特 別加入の対象とするという制度目的があ る。そして機械を限定することとした理由 については制度創設時の通達(昭和40年 11月1日基発第1454号) で次のように 説明している。

「小規模農家を含めた自営農業者につい ては、その業態の特殊性、災害発生状況が 的確に把握されていない現状等を考慮し、 重度の障害を起こす危険度が高いと認めら れる種類の農業機械を使用する一定の農作 業に従事する者に限ることとした。」

重大災害の可能性が多い人々を保護する 必要があるからと、その対象を限定してい るというわけだ。本当に限定する必要があ るといえるだろうか。

どこにもあるわけではない加入団体

さて、農作業従事者が労災保険に加入す るためには、どういう手続きが必要だろう か。中小事業主等については、労働保険事 務組合に事務委託ををすることが要件と なっている。特定農作業従事者と特定農業 機械作業従事者については、その作業従事 者の団体(特別加入団体)に加入して、労 災保険の適用を受けることについて申請を し、それを政府が承認して適用されること になる。その特別加入団体は、日本全国で 特定農作業従事者について 443 団体、指 定農業機械作業従事者について 409 団体 ある(2018年度末現在)。

ずいぶんたくさんあるようにみえる。地域の農協が作った団体や、地域で活動する 農事組合法人で取り扱うような事例もみられる。当然農業県といわれる地方では団体数も多いが、そうでない地方は全くないこともある。例えば大阪府は両方の団体ともにゼロとなっている。

農作業従事者にどのように周知を図っているかということが任意加入である特別加入では問題になるが、十分な努力が各方面で図られているとは言い難いのが現状だ。

兼業は入っても意味ない??

さらに保険料の負担の問題がある。労災保険料率は、中小事業主等の場合は、普通の保険料率で農業の場合は13/1000となっている。特別加入で特定農作業従事者は9/1000となっている。特別加入者は給付基礎日額を収入の実情に合わせて3,500円から25,000円の16段階から希望額を選ぶことになり、その額×365となる年間収入に保険料率をかける。

土日を農業に費やし、田植えと稲刈りの 時期だけは会社を休んで農業機械を操作し て農作業に勤しむ、そういう兼業農家の農 業従事者にとって、被災すると本業である 会社の勤務を休業することとなり、収入は 激減する。それをカバーするためには、会 社の賃金も含んで算出された給付基礎日額 を選ばないと実際に見合った給付が受けら れないこととなる。だとすると、年間の就 業時間が少ないのに、保険料負担は大きい ということになり、負担と保険利益のバラ ンスが取れない。

従来の特別加入制度の最大ともいえる制度矛盾はこの問題ではなかろうか。労災保険制度の優位性が理解できたとしても、特別加入はあくまでもフルタイムの専業従事者でなければ損ではないかという判断が成り立つ。

複数就業者の法改正で合理的な特別加入に

この問題に解決の道が引かれたのが、今年の春に成立した複数就業者にかかる労災保険法の改正だ。この9月1日に施行される改正では、複数の事業場で働く労働者が被災して休業補償等の給付を受けるとき、その給付基礎日額の算定基礎となる賃金は、働いている事業場すべての賃金を合算することになった。このときのすべての事業場とは、労働者としての賃金だけではなく、特別加入の給付基礎日額も含まれる。

つまり兼業農家の農業従事者が特別加入をするときは、その就業時間や収入に見合った加入が可能となるわけだ。たとえばいつもは会社員として働いている指定農業機械作業従事者としての特別加入者は、その就業時間からみて給付基礎日額は最低の3,500円で加入をする。万が一、農作業中に労働災害に被災した場合、休業補償や傷害補償などを受けるときに給付基礎日額の計算は、3,500円と会社から受け取っている被災直前3か月の平均賃金が合算される

こととなる。

特別加入制度の運用から言っても、これ までに比べて明らかに合理的な制度に労災 保険制度が生まれ変わるといっても過言で はない。災害が多発する農業分野で労災保 険を活かすために新たな取り組みを進める ことが求められているといえよう。

働く人に真っ当な給付がある特別加入に

労災保険法の改正は、複数就業者一般の 改正としては現在周知が図られつつある が、その改正内容にともなって特別加入制 度自体にも大きく運用に影響を及ぼすこと となる。ここまで述べてきた農業分野の特 別加入制度もさることながら、様々な業種 に加入についてもいえることだ。

問題は、中小事業主等の110万人、一 人親方等の60万人、11万人の特定作業 従事者に合理的な加入手続きを周知する必 要があるということだ。また、農業分野だ けではなく、制度上加入を見送ってきた

人々への周知も必要といえよう。

厚生労働省は、特別加入制度について意 見を募集している。

「働き方が多様化する現在、複数就業者 が増加しており、労働者以外の働き方で副 業・兼業をする方が一定数おられます。

厚生労働省では、このような社会経済情 勢の変化を踏まえ、労災保険における特別 加入制度の『対象範囲』や『運用方法』な どについての見直しを行い、労働政策審議 会労働条件分科会労災保険部会で検討する 際の参考とするため、『対象範囲』につい て、国民の皆さまから提案・意見を募集し ます。」

特別加入制度を、働く人すべてに真っ当 な災害時の給付があるような制度に改正で きるよう、今後の動きに注目する必要があ る。



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、 働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月 2日に設立されました。

最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働 安全衛生の取り組みを行っています。

いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

- ●購読会費(年間購読料):10,000 円 ●一部:800 円
- ●お申し込み:全国労働安全衛生センター連絡会議 Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881

ホームページリニューアル

URL: https://joshrc.net/

死ぬまで元気です

Vol.26 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか?私はコロナ禍の中、ステイホームでなるべく大人しくしていたのですが、先日6月19日金曜日から39度前後の高熱に侵されて「ひょっとしたらコロナかも」と頭を過ぎりました。ロキソニンで一旦は熱は下がるのですが、翌日にはまた発熱することを繰り返し、月曜日の午後に病院に行き、細菌性の肺炎と診断され、抗生物質の投薬でようやく熱も出なくなりました。5日間も39度前後の熱が出たのも初めてで、やはり主治医からはコロナ感染も疑われてPCR検査もしました。

コロナ感染は絶対にないと思っていましたが、いざ PCR 検査をして翌日の結果の連絡まではハラハラドキドキ、万が一コロナだったらどうしようと不安に駆られていました。夕方、病院から母電話で陰性と連絡を受け、ホッと一安心できました。しかしながら、肺炎はきちんと治さないといけないのでステイホームの延長戦を余儀なくされました。

おかげさまで現在は肺炎も全快し、中皮腫もアリムタが奏功しているようで痛みや息苦しいといった症状も特にありません。アリムタ投薬の3日後辺りから軽い吐き気はあるものの一週間も経てば忘れたよう

に食欲も戻ってきます。

ところで、皆さんはうどんは好きです か?

私、丸亀製麺のうどんが大好きなんです。 うどんを食べに行く時は必ず丸亀製麺にす るんですが、こんな食べ方できるの知って いますか?

うどんを注文する際、空の丼をいただいてそこに明太子のおにぎりを入れて、トッピングの天かすとネギを好みの分だけ入れます。そこにうどんの出汁を注げば140円で即席の明太子出汁茶漬けのでき上がり。それにかけうどんに海老天とイカ天、天かすにネギをトッピングして出汁をたっぷり注ぎます。出汁に浸かった天ぷら最高に美味ですよ。一度お試しを。

他にもカレーうどんを注文して、うどん とカレーを別々の丼に入れてもらって、う



どんをカレーのつけ麺で食して、余ったカ レーにおにぎりを入れると、カレーうどん とカレーライスも楽しめます。丸亀製麺で は他にもワサビやショウガ等無料のトッピ ングがありますので、あなた自身の好みの 創作うどんが作れますよ。

私から食欲を取ったら、ストレスが溜 まって病気も悪化するってもんです。

これからも、どん欲に美味しいものを見 つけてはいただいて免疫力を高めていきた いですね。



中皮腫ポータルサイト

https://asbesto.jp/



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、 交流の場!

お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

「余命」1年と告げられ18年後の今 を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司

- ●「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- ●「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中 皮腫小委員会委員

■出版社:星湖舎

http://sksp.biz/index.html

■体裁:四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価:本体 1500 円+税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527 FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる 「中皮腫」患者の閩病の記録

もはや これまで

(付)間き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは? 死ぬとは? 中皮腫でお悩みの方、 がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります――。

韓国からのニュース

■マスクをして酷暑期を送る労働者たち

公共輸送労組が記者会見を行って「近付く 酷暑期に、労働者を保護する対策を樹立せよ」 と要求した。

この日の記者会見で労働者は「最も暑いと 予想される酷暑期に、マスクを使って仕事を するのは現実的に不可能だ」と話した。

集配労働者は酸素不足を心配した。釜山・ 蔚山・慶南圏域労働者健康権対策委員会の調 査報告書によれば、集配労働者の作業時の平 均心拍数は分当り 105 回で、一般男性の 60 ~80 回との差が大きい。建設機械製造 (92 回)、重工業 (102 回)、鋳物作業 (94 回)の 労働者より高い。飛沫を遮断できる KF80・ KF94 マスクは酸素透過率が低く、息をする のも難しい。集配労組委員長は「夏にマスク をして働くのは不可能」と話した。

調理室の労働者も暑さを心配した。公共輸送労組教育公務職本部副本部長は「今の状況だと、最も暑い夏に、調理室の労働者は息をするのも苦しいマスクを使って働かなければならないと話した。学校給食従事者を調査した結果、88.6%が業務中に熱気で頭痛・めまい・嘔吐・倒れるという経験をしていた。猛暑対策は、ない(58.2%)か、水を飲む(26.9%)程度だった。

労組は「マスクを着用して働ける条件は、 1人当りの作業量を減らすこと」とし、「政府が1人当りの作業量を縮小するように事業主に強制するべきだ」と要求した。2020年6月4日 毎日労働ニュース イム・セウン記者 ■産業災害が「世襲」される社会で「悪い人」 とは、お父さん

障碍者労働者キム・ジェスン (27) さんが 先月22日、破砕機に巻き込まれて亡くなっ た。事業主は「キムさんはやらせてもいない 仕事をして、死んだ」、キムさんの過失だと 話した。キムさんの父親キム・ソンヤンさ んは危険な労働環境が呼んだ事故だと確信 した。大工をしていた彼もやはり、2002年 に産業災害で指を失って障碍者になったから だ。8日、全国障害者差別撤廃連帯の主催で、 「故キム・ジェスン障碍者、青年、労働者の 社会的殺人糾弾記者会見:30年の障碍者雇 用政策への死亡宣告」が行われた。キム・ソ ンヤンさんは「醜い親父としてこの場に立っ て発言するということ自体、申し訳なく恐縮 する」と、しばらく頭を下げた。産業災害が 父親から息子に世襲される社会で、「悪い人」 とは、父親だけだった。

「故キム・ジェスン労働市民対策委員会」 真相調査団は2日、中間報告書でキム・ジェ スンさんの死は「予想された人災」だったと いう結論を出し、知的障害者を単独で高危険 作業に従事させたことが事故原因だと指摘し た。「会社は危険性の高い樹脂破砕機の試運 転と点検作業を、知的障害者のキムさんが一 人ですることについて、黙認したり指示した」



キム・ジェスンさん焼香所を訪ねたキム・ヨンギュ ンさんのお母さん

と、会社の主張に反論した。二人一組作業を 遵守していない点、最も重要な安全装置であ る非常停止リモコンとカバーがなかった点な ども原因とした。

キム・ジェスンさんは昨年4月に仕事を辞 めた。仕事が余りにきつかったためだった。 しかしキムさんは3ヶ月目に再び戻ってこ なければならなかった。全障連・組織局長は 「重度の障碍者を受け入れる産業現場はどこ にもない。キムさんには、危険千万なここが、 唯一許された働き場所だったのだろう」と話 し、「最も脆弱な人たちに、最も危険な労働 が強要されているのが現実」と指摘した。

キム・ソンヤンさんは「障碍者でも非障碍 者でも、平等に待遇されて、一緒に、見合っ た仕事ができる社会にならなければならな い」と強調した。彼は「産業現場の安全は労 働者と事業主、労働部と国が一緒に守らなけ ればならない」と強調した。続けて「もう二 度と若い青春が物を言えずに死んだり、口惜 しく死んではいけない」と、重大災害企業処 罰法の制定を求めた。

重度障碍者の働き場所の不足が最も根本的 な問題だという声も出た。障碍者自立生活セ ンターのチュ・キョンジン活動家は「重度障 碍者にも安全に働ける職場があれば、このよ うな事故は起きなかった」とし、昨年の雇用 労働部の障碍者雇用現況によれば、障碍者雇 用義務事業者2万9千ヶ所で働く障碍のあ る労働者は22万人で、全障碍者250万人 の 1/10 にもならないと指摘した。2020 年6 月8日 民衆の声 カン・ソクヨン記者

■ 21 代国会で再び浮上した「重大災害企業 処罰法」

ソウル地下鉄九宜駅のスクリーンドア死亡 事故、石炭火力発電所のキム・ヨンギュン労



働者死亡事故、ハンエクスプレス利川物流セ ンターの火災惨事、光州の破砕機による狭窄 死亡事故など、毎年2千人以上の労働者が死 んでいく国。2013~2017年の5年間で、 産業安全保健法に違反した法人に宣告された 平均罰金額が448万ウォンで済む国。企業 と経営責任者はいつもドジョウのようにスル リと抜け出して、軽い処罰に終わる国。

カン・ウンミ正義党議員は11日の記者会 見で「重大災害に対する企業および責任者処 罰などに関する法律制定案」を発議したと明 らかにした。制定案は正義党の1号法案で もある。

制定案は20代国会で故ノ・フェチャン議 員が発議した、企業と経営責任者が安全管理 の主体であり、安全事故による重大災害は企 業犯罪で、処罰対象であることを明確にした 「災害に対する企業および政府責任者処罰に 関する特別法制定案」を土台に、新しく重大 災害に対する定義規定を導入し、特殊雇用労 働者の事業主の責任も明確にした。処罰の量 刑を、死亡時3年以上の有期懲役(下限型) または5千万ウォン以上、10億ウォン以下 の罰金、故意または重大過失の場合、損害 額の3倍以上、10倍以下の損害賠償とした。 立証の責任を事業主と法人または機関が負担 し、営業許可取り消しまで可能な条項が盛り 込まれた。

記者会見に参加した キム・ヨンギュン財団のキム・ミスク理事長は「息子が事故に遭って1年半が過ぎたが、ヨンギュンの同僚の境遇は変わっていない」とし、「イギリスが重大災害企業処罰法で産災事故を顕著に少なくしたので、今がチャンス」と強調した。

イ・サンユン重大災害企業処罰法制定運動本部・共同代表は「韓国社会の最も大きな問題は不平等で、不平等の最も克明な形が産災死亡」とし、「21 代国会は政治的な解決法として、不平等な産災死亡問題を解決せよ」と主張した。2020年6月12日毎日労働ニュースョン・ユンジョン記者

■職場内いじめ禁止法1年/暴言・暴行は相 変わらず

職場内いじめ禁止を内容とする勤労基準法 の改正が施行されて1年。会社で暴言と暴行 に遭ったと訴える労働者の声は減らない。制 度を改善せよという要求も出ている。

労組があって、職場内いじめ予防教育を受 ける公共機関と大企業では事件が減っている が、民間中小企業では法があることさえ知ら ない。雇用労働部が4月に発表した「職場 内いじめ申告事件現況 | (2020年3月末)に よれば、申告は50人未満の事業場が57.5% だった。職場の甲質 119 は「政府は 10 人 以上の事業場の就業規則に、職場内いじめに 関する規定を入れたことを確認せよ」「暴言 の申告が入ってきた会社を勤労監督せよ」と 提案した。実効性を高める方法として△加害 者処罰、△親戚・元請け・住民などにも法を 適用、△4人以下の事業場への適用、△措置 義務不履行への処罰条項の新設、△義務的な 教育、を提示した。2020年6月15日 毎日 労働ニュース チョン・ソヒ記者

■職場での感染は「コロナ産災」申請は 67 人だけ

国内で初めての新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) の患者が発生して5ヶ月が過ぎたが、職場でCOVID-19 に感染して業務上疾病(産業災害)の認定を申請した人数は70人にもならないことが確認された。労働者の健康権に責任を負うべき雇用労働部と勤労福祉公団は、もっと積極的に産業災害の申請を案内するべきだ。

公団によれば、COVID-19 感染で産災の承認を申請したのは 67 人 (20 日現在)で、この内 27 人が業務上疾病判定委員会の審議を経て「コロナ産災」を認められ、39 人は調査を進行中だ。感染経路が不明な事務(行政)職1人は不承認とされた。産災申請は事業主が産災保険に加入していない場合でも、産業災害補償保険法上の勤労者と認定されれば、誰でもできる。

産災申請をした労働者の職種を見ると、△ホームへルパー24人、△看護師20人、△コールセンター相談員7人、△事務(行政)職4人、△病棟へルパー2人、△社会福祉士2人、△医師2人の順で、COVID-19の陽性者または感染脆弱層との接触が多い医療とケアサービス労働者の比重が70%以上だ。この他に物理療法士・建物管理員・飛行機の乗務員・サービス従事者・栄養士・環境美化員の職種で、1人ずつが申請した。公団の「感染病産災認定指針」を見ると、顧客応対など、感染の危険がある職種や、業務中に感染源への曝露が避けられないことなどが認められれば、産災の承認を受けられる。

しかし、実際に集団感染が発生した事業場では、労働者が産災申請ができることさえ知らないケースが少なからずある。例えば、クパン物流センターの COVID-19 集団感染に関

して、正義党と民主労総・公共輸送労組空港 港湾運送本部は18日「集団産災申請」を行 うと明らかにした。しかし、産災申請に関す る労組への相談件数は低調だ。労組の組織部 長は「産災によって補償がされるという事実 が、物流センターの被害労働者にキチンと知 らされておらず、今も申請者を募集中」と話 した。

コールセンターの労働者の状況も似てい る。疾病管理本部は3月に、ソウル・九老 区のコールセンターだけで97人の労働者が COVID-19 に感染したと集計している。大邱 とソウル・中区・鍾路区などでも次々発生 した集団感染の事例まで含めれば、全国の コールセンターだけでおおよそ 200 人が陽 性だったと推定される。しかし、これらの中 で「コロナ産災」を申請した労働者は7人に 過ぎない。

労働健康連帯のパク・ヘヨン労務士は 「COVID-19 に感染した労働者が産災を申請 をすれば処理する、といった保守的な態度で なく、労働部が率先してこれらを助けるため に、産災の申請方法などを積極的に広報する 必要がある」と指摘した。 2020年6月23日 ハンギョレ新聞 ソン・タムン記者

■勤労監督官がむしろ「甲質」/「いじめ放 置」による二次被害が多い

10年以上働いたKさんは「企業機密」を 理由に勤労契約書を一度も見たことがない。 退職後には退職金も受け取れなかった。雇用 労働部に陳情して調査が始まった。会社側が 作成した偽の書類には、自身のサインが盗用 されていた。Kさんは「私は左利きで、書類 に書かれた文字と円を描く方向などが違う」 と話した。Kさんによれば、勤労監督官が「私 は右利きで、そんなことは分からない」と、

Kさんの反発を握りつぶした。28日、市民 団体「職場の甲質 119」が、勤労監督官の 甲質によって、陳情者が二次被害を受けてい るとして発表した事例の一つだ。調査によれ ば、昨年7月16日から「職場内いじめ禁止 法」が施行されたのに、労働者の陳情を放置 する勤労監督官が多かった。加害者の事業主 に被害者の調査をさせた勤労監督官、「私も 会社で(加害者と似た)行動をする。そんな のは甲質ではない」として、むしろ被害者に 忠告をした勤労監督官のような事例も登場し た。ある勤労監督官は「職場内いじめに関し ては、私どもに直接調査をする権限自体がな い」と言うこともあった。

職場の甲質119は、今年3月に労働部が 発表した「職場内いじめ陳情事件処理現況」 で、終結した事件のうち、「取り下げ」が 47.9%に達するとして、「勤労監督官が『職 場内いじめ禁止法』を『職場内いじめ放置法』 にしている」と批判した。更に「『職場内い じめ禁止法』の施行以後、労働庁に陳情を提 起した労働者の中の大多数は、労働部が労働 者の権利保護の観点で積極的に法を解釈す るのでなく、法の限界だけを説明し、進んで 使用者の肩を持つ様子が確認された」と指摘 した。政府が職場内いじめ禁止法に加害者処 罰条項を新設して4人以下の事業場にも適用 するなど、制度を改善して法の実効性を高め なければならないとした。2020年6月28日 京郷新聞 コ・ヒジン記者(翻訳:中村猛)





雇用なき労働と 外国人労災

三 重

フレドリックさんは 2017年にガールフレンド と短期滞在で来日し、直後 に二人で難民申請を行って 今日まで滞在を続けてい る。この3年の間に二人の 子も儲け、一家で仲良く暮 らしてきた。

フレドリックさんは、 まったく日本語ができない ことなどから自ら職探しは できず、外国人を積極的に 受け入れる派遣会社を通じ て働いてきた。就業場所は 主に東海地方の建設業であ り、同僚もペルー人やブラ ジル人などが多かった。

このような環境で、フレドリックさんは2度の業務 上災害に罹災した。最初は 岡山県の現場で、ソーラー パネルの設置をしていたと きにクレーンに吊るされた 資材で胸を強打し、負傷し ている。このときは「事故 のことは誰にも言うな」と 言われて、しばらく仕事を 休んだものの、すぐに現場 に復帰した。

二度目の事故では、足場 資材である鉄骨に左手薬指 を挟まれて開放骨折する怪 我を負い、相当期間休業せ ざるを得なかった。一向に 回復する兆しを見せない指 を抱えて1か月以上休んだ ことにより、その間の賃金 も支給されないことから、 乳飲み子を含む家族を抱え てきた。

そこではじめて相談のために連絡をしてきたのだが、本人の認識では、フレドリックさんは三重星鈴鹿市の人材派遣会社であるジェリックから、当14,000円で工事現場にある。建設業は派遣禁働者である。建設業は派遣禁止業務であるため、おそら社の知からジェリックが業務を清け負うという形になって

いるのだろう。ジェリック 社の代表取締役も現場に一緒に入場して作業をしている。ところが、給与明細ととまちんと保管しているととで見せてもらった。建設作業員にはよる、働いた側が親方にあるという形式であるという形式であるという形式であるという形式であるとなりになっていることがわかった。

ジェリック社は念入り に、フレドリックさんら職 人と現場毎に業務請負契約 を結び、さらに各人に税務 署へ開業届を出させて、フ レドリックさんがいかにも 個人事業主であることを強 調していることもわかっ た。もちろん、先にも述べ たように日本語ができない フレドリックさんは、何に 署名させられているかわか らないし、そもそも本邦に 税金を納めたこともない。 自筆で「Suzuran」と屋号 欄に書き込んであるが、「好 きな日本語を書け」と言わ れたので、お気に入りの邦 画で主人公が通う高等学校 名を書いたに過ぎなかっ た。

難民申請者が個人事業主 になるということが、出入 国管理法上認められるのか ということを、外国人の在 留資格に精通した行政書士 に尋ねてみると、個人事業 主として収入を得ることに 問題はないという。

こうなってくるとただで さえ劣悪な外国人雇用が ますます醜くゆがんでい く。難民申請者であると大 使館などの在日公館からの 支援は受けられないし、雇 用されていないことで「外 国人雇用状況の届出」はさ れず日本政府にも把握され ない。社保、雇保、労災い ずれも加入しないまま、事 故や病気の際でも何ら社会 保障を受けることができな ()

また、今回は元請である 日揮ホールディングス(横 浜市) による対応の悪さも 相まって、本来であれば単 純な労災隠し事案も支給決 定までずいぶんと時間がか かってしまった。フレド リックさんの労災請求につ いてどのように下請に伝え たのか分からないが、ジェ リック社はフレドリックさ んに対して取り下げを求め てきた。取り下げないと訴 訟をすると脅したり、夜半 に大勢でフレドリックさん の自宅を急襲したりなど、 他社で同種の事件が発生し た際であればまず起こりえ ないことが起こってしまっ た。このことについて日揮 ホールディングスに対して 下請への指導を求めると、 「うちがやったわけじゃな いし」と人を食った対応を してくる。また、元請とし てフレドリックさんと直接 話をしたい、という申し入 れは理解できるが、妃翔と ジェリックの同席が前提と いうのは、まったくもって 不可解である。果てには、 妃翔とジェリックに聴き取 りを行い、「どうやって事 故が発生したのか分からな いし、フレドリックさん自 身が労災保険を請求しない でくれ、病院に連れて行か ないでくれ、と言っていた」 という報告を書面で送って きた。このような稚拙な報 告を真に受ける元請による 事業主証明など、頼まれて も受け取る気にはならな ()

フレドリックさんの事件 は、第三者が介入したこと で労災の手続きを進めるこ とができた。しかし大手企 業でも上記のような対応を する会社があるし、下請け の零細事業所がわざわざ傘 下の職人を個人事業主とし て何重もの偽装をすること により、労災請求の困難さ は尚更増していく。加えて 田舎の病院や監督署であれ ば、事業主証明がなければ 請求を受け付けないと門前 払いをすることもあるだろ う。

ところで、ジェリックの 代表者はペルー人であり、 先にも述べたとおり自ら作 業現場に入る。事業者とし てこのような脱法行為に関 する知識があるようには思 えず、従業員を一人親方扱 いするやり方は、自ら考え た方法ではないと確信して いる。外国人労働者という と、技能実習や特定活動な どが頭に浮かぶが、これら は雇い入れまでに非常に煩 雑な手続きを要する。また、 技能実習については雇い入 れ後も継続して行政の監視 にさらされる。一方、定住 者や難民申請者について は、社会保障負担なし、雇 用責任なし、必要な時だけ 使用、という使い方ができ るし、このような働かせ方 がビジネスモデルとして共 有されていても不思議では ない。ジェリックのよくで きたウェブサイトと、現場 で頑張る職人然とした代表 者の姿のギャップから、誰 か指南役がいるのかもしれ ない。今回の事件は、悪質 であるとして所轄労働基準 監督署による臨検が進めら れている。現在のところ、 ジェリック社は黙秘を貫い ているらしいが、黙ってい れば何も咎められないとい うものではない。調査を通 じて明らかになっていくこ とを期待したい。

射出成形機による切断事故その2 インドネシア人労働者

三重

事業所内の不安全行動や 安全衛生上の不備

鋳物の中子を製造する会 汁で、射出成形機に右手を 挟まれて切断したカリギス さんの話を聞いていると、 発生現場では事業所は普段 から不安全行動が目立つ。 射出成型機にはいずれも安 全装置が装備されていな かったばかりか、所轄労働 基準監督署を取材したとこ ろ、20年ほど前には死亡事 故を発生させたことがある らしい。天井クレーンのフッ クが劣化していたが、点検 もせずに使用し、フックか ら運搬物が落下したことに より、その下で作業をして いた従業員が死亡したので ある。機械に指を挟まれて 切断するような事故は頻繁 に発生しており、その都度 是正勧告を受けてきた。

カリギスさん自身も、不 安全行動を強いられたこと がある。天井クレーンが故 障した際に、高所(床上3 mほど)に設置されている バンクまで梯子で登って製 造資材を運ばされた。この とき、片手で資材の詰まった 30kg ほど袋を担ぎ、片 手で梯子を握って登ったの である。しかも安全帯もし ていなかったというから、 危険極まりない。

このような会社であるため、今回の事故についても6月25日に送検し、東海地方では報道もされた。違反法条は安衛法20条(機械等による危険防止措置)および労働安全衛生規則107条(掃除等の場合の運転停止)である。

もともと、療養補償給付 請求書には、事故の背景に ついてカリギスさんの不注 意、と記載していた。監督 署による調査開始後も、監 督官に対してカリギスさん が負傷した原因であるスプ レー作業、すなわち、成形 機に対してシリコンを射出 する作業は、1時間に一度 程度で十分であり、その作 業の際には機械を停止して 作業をすればよかったの だ、と説明したという。逆 にカリギスさんによると、 スプレー作業は2回に1 回行い、この結果2つに 1つはシリコンが付着して いる不良品となるものの、 その次の製品はまったく問 題ないことが明らかなの で、一つ一つ不良か否かを チェックしなくてもよくな る。そしてこのように量を こなさないと課された生産 ノルマが達成できないとい う。不良品は再牛できるの で、ランニングコストを考 えなければこの方法が一番 効率が良いらしい。昼勤の 日本人従業員が口を揃えて カリギスさんの作業の仕方 が悪い、と証言したことに ついて、温厚なカリギスさ んも「それじゃ夜勤を見て みなよ!みんな私と同じよ うに作業しているから!」 と声を荒げたほどである。

ここまで来ると、昼間にち んたら作業をして達成でき なかったオーダーを、夜勤 の外国人労働者がしりぬぐ いをしているのではないか と勘ぐってしまう。

また、会社は機械の扱い 方や作業の手順書は機械の 傍に掲げられている、と抗 弁する。しかし掲げられて いるのではなく、いくつも の手順書が工場の隅のラッ クにまとめて放り込んであ るだけである。夜勤は技能 実習生を含む外国人しか働 いておらず、日本語で書か れていれば誰も読めない し、そもそもそこに手順書 があることすら知らなかっ た。

雇い入れ時の安全教育 は、前回でも報告したとお り派遣会社が行うべきとこ ろを派遣先任せになってい たが、その派遣先でも行わ れていなかった。夜勤の外 国人労働者同士、ほかの従 業員が作業しているのを見 て覚えて行ったという。操 作盤には緊急停止ボタンが 付いているが、カリギスさ んはそれすら知らなかっ た。

危険な業界と 安全意識の欠如

ところで、この事業所は 日本鋳物中子工業会の副会 長を務める企業である。業 界の活性化を図り、ともに 発展していくために要職に 就いたものの、労働安全衛 牛法違反で書類送検されて しまうという憂き目にあっ た。副会長職を降ろされて も文句は言えないだろう が、実は会長を輩出して いる企業も平成31年2月 1日、カリギスさんの事件 とほとんど同じ事故で松江 労働基準監督署によって送 検されていることがわかっ た。

当時の記事を読むと、鋳 型用の中子を作るために砂 を加圧する鋳型中子造型機 を使用していた際、取り付 けられていた光線式安全装 置のスイッチを無効化させ たまま使うよう会社に指示 されていたため、左右に開 閉する機構の間に体の一部 を挟まれて負傷している。 被災労働者が派遣労働者で あるところも今回の事件と 同じである。

カリギスさんが働いてい た事業所は、今回の事故を 契機にようやくすべての 機械に安全装置を取り付 けた。500万円以上の出費 だったと派遣会社を相手に

ぼやいていたらしいが、カ リギスさんに対する損害賠 償額を試算してみると、労 災補償分を引いても 7000 万円を超える。この数字に 基づいて上乗せ補償の支払 いを求めたが、その中で社 長自ら「申し訳ない」、「今 後は安全第一」と繰り返す 一方、「どんなに注意した ところで人間のやることだ から安全装置のスイッチを 切ってしまうとかあるかも しれないし…」などと、監 督署の捜査とそれに続く検 察からの呼び出しで疲れ 切っているせいか、本音も ちらほら出してくる。安全 装置のスイッチを切ってし まうのは仕事を急くからだ ということに気が付いてい るのだろうか。このままだ と第三の事件が発生する日 もそう遠くないような気が する。

被災者のカリギスさんは 障害等級5級が認められ、 障害補償年金を受給するこ とが決まった。あとは家族 の待つ故郷に帰るばかりで ある。出国時に生まれたば かりであった長男とはこれ までスマートフォンの画面 越しで話をしてきたが、よ うやく直接話ができると今 から楽しみにしている。利き腕がない不自由は一生続くが、これからは豚でも飼

いながら子供の成長を見 守っていこうと考えてい る。

会社飲み会後の事故を通勤災 害と認定

大 阪

4月号の中でも私の経歴 を少し紹介したが、約20 年程前に某組合の安全衛生 委員会に所属し、毎年2月 頃から5月にかけて組合員 の全ての職場を安全パト ロールに回っていた。

その時、泉北地区の組合 員が通勤災害で労災申請を していたことが分かり、会 社や組合員から状況を聞き 取ると、年末に仕事が終 わった後、会社敷地内で飲 み会が企画され下請け等 も招集され、焼き肉パー ティーが行われ、約2時間 30 分ほどで終了し、被災 者は単車で帰宅する際、自 損事故で転倒負傷したとの ことであった。所轄は岸和 田労働基準監督署で、直ち に 岸和田労働基準監督署 へ出向き、労災の調査状況 を尋ねたところ、労災課長 は不支給決定を出す直前で あった。調査が不十分な事 もあり、組合で再調査を行 い資料を提出するために決 定を出すのを止めた。会社、 組合、下請け、同僚等から の当日の状況報告を受け、 飲み会は会社の指示・支配 下にあったものと判断し、 詳細を岸和田労働基準監督 署に報告・提出した。しか し、飲み会を業務でなく通 勒からの「逸脱」とされた 場合、判例を見ていると通 勤から逸脱した時間は約2 時間以内となっており、実 際に逸脱した時間は2時間 30分であったので、時間 的問題をどうするのかが気 にかかっていた。この段階 で時間の問題はあったが、 飲み会を業務として、岸和 田労働基準監督署が支給決 定するであろうことは推測 できた。

そうしている中、ある日 突然に被災者の長男と名乗 る男性が労働組合の事務所 を訪ねてこられ「この事故 が労災認定にならなかった ら、会社を訴える」と発言 した。その時点で被災者は パトロール活動を行って いなければ救済できなかっ た事案である。しかし、そ の後、「安全委員会は飲酒 運転も労災認定させる、何 でも有りか」などと批判を 浴びる結果となったが、労 災事案と刑事事件とは基本 的には違う事案であって、 そのことも踏まえ監督署が 決定を下したものであり、 いろいろと批判はあったも のの被災者を救済できたの も事実である。その後の話 で、不十分な調査で不支給 決定を出そうとした労災課 長と担当者の2人が異動に なったと聞かされた。(事 務局:林繁行)



6月の新聞記事から

- 6/1 アスベストを扱う工場や施設があった一部地 域を対象として環境省が2015年度に始めた調査で、 19年度までの5年間で3割を超える住民に石綿を吸 引したとみられる所見があったことが分かった。石 綿被害に対する健康管理方法を検討するための試行 調査として実施。対象地域は19年度までに、さいた ま市や神戸市など9都府県の27自治体となっている。
- 6/2 関東地方の保険代理店に勤務する 20 代男性 が、性的指向を上司から同僚にばく露されて精神疾 患になったとして、労災申請をする。男性は2019年 に営業職で入社。会社の代表と上司の2人に同性パー トナーがいることや自身の性的指向も打ち明け、「同 僚には自分のタイミングで、自分から伝えたい」と の要望を伝えていたが、上司がパート女性に話し、 その女性から無視をされたり避けられたりするよう になった。アウティングとパワハラが重なったこと で、男性は同年12月に心療内科で抑うつ状態と診断 を受け、現在まで休職している。

熊本県の2市2町で作る菊池広域連合消防本 部の救急救命士の男性係長が4月、パワハラ被害を 訴えるメモを残して自殺した。同本部は第三者委員 会を近く設置する方針。係長は50代の男性職員1人 の名前を挙げて「パワハラ、おどし いつもそうい う事ばっかり」などと書いた自筆メモを残していた。

- 三重県は、「アウティング」の禁止を都道府 県で初めて条例に盛り込む方針を決定した。
- 6/4 福岡県内に住む元看護師の女性が、中皮腫 になったのは、手術用の手袋を再利用する際、ア スベストが含まれるタルクをまぶす作業を長年 行っていたからだとして、国から労災の認定を受 けていた。医療従事者がタルクによるアスベスト 被害で労災認定を受けたのは全国で4件目。女性 は3年前、中皮腫を発症し、今年1月、久留米労 働基準監督署が労災と認定した
- 6/8 新型コロナウイルスのクラスターが発生した 東京都中野区の中野江古田病院に勤務し、自身も感 染した女性看護師について、新宿労働基準監督署が 労災認定した。認定は4日付。女性は4月29日に感 染が確認され、5月15日に労災申請した。
- 6/10 回転ずしチェーン「元祖寿司」で2019年5月、 都内の店舗の男性店長が致死性不整脈で死亡したの は長時間労働が原因だったとして、三鷹労働基準監 督署が労災認定した。5月25日付。男性は14年4 月に入社。19年2月から東京都武蔵野市内の店舗で 店長を務め、同5月7日未明に勤務を終えて帰宅後、 亡くなった。労基署の認定では、死亡前の6カ月間 の時間外労働は月平均84時間だった。
- 東京都内のビルメンテナンス会社の取締役 6/11 だった男性が 2017 年6 月脳出血を発症したのは、長 時間労働が原因だったとして、中央労働基準監督署 が1月10日に労災認定していた。勤務実態から「労 働者性」が認められた。1993年に入社、その後、取 締役に就任したが、会社の経営判断には関与してお らず、ほかの従業員と同じように設備管理業務をお こなっていた。右半身麻痺や言語障害が残った。中 央労働基準監督署は、発症前1カ月143時間53分

の時間外労働があったとして労災認定した。

6/16 西日本高速道路(大阪市)の男性社員が2015 年2月に過労でうつ病を患い自殺した問題で、神戸 第2検察審査会は、業務上過失致死容疑で告訴され た元上司ら8人を不起訴とした神戸地検の処分につ いて、不当と議決した。3月25日付。議決理由では、 長時間勤務になった男性がうつ病を発症して自殺す る可能性は予想できたと指摘。会社側が労働時間を 確認せず、安全配慮義務を怠ったと結論付けた。

映画配給会社 UPLINK および関連会社の元従 業員5人が、同社の代表浅井隆からパワハラを受け たとして、損害賠償を求める訴訟を提起した。浅井 による従業員への人格否定や恫喝といったパワハラ が長期にわたり日常的に行われていたとしている。 原告のうち4名が実名と顔を公表し記者会見した。 元従業員を対象にした被害者の会や Web サイト、公 式 SNS を立ち上げた。

- 三菱自動車工業の男性社員が 2019 年に自殺 6/17 したのは、月139時間超の残業による精神疾患が原 因だったとして、三田労働基準監督署が労災認定し ていた。認定は5月28日付。男性は1993年4月入社。 18年1月から経験がない軽自動車の商品企画を担当 した。男性は19年2月7日、横浜市内の寮の自室で 自殺。 労基署は直前 1 カ月の残業時間が 139 時間超。
- 元 TBS 記者からの性暴行被害を訴えたジャー 6/22 ナリスト伊藤詩織さんを中傷する内容のイラストが、 ツイッターなど SNS 上で出回り、6月8日、これら 虚偽の内容のイラストを描かれたうえ、リツイート で拡散されて名誉を傷つけられたとして、漫画家の はすみとして氏と、リツイートした医師とクリエイ ターの男性2人の計3人を相手取り、損害賠償や投 稿の削除、謝罪広告を求めて東京地裁に提訴した。
- 6/24 厚生労働省はアスベストによる肺がんや中皮 腫などにかかり、2019年度中に労災認定されたのは 1090件で、前年度に比べ93件増えたと発表した。 申請は 1206 件で 37 件増えた。認定の内訳は、中皮 腫が 640 件と最も多く、肺がんが 373 件。胸膜が癒 着する「びまん性胸膜肥厚」が50件、石綿が原因で 胸部に水がたまる「良性石綿胸水」が27件だった。

地方公務員災害補償基金は、新型コロナウイ ルスに対応していた地方公務員のうち、医療従事者 や救急隊員計3人を公務災害と認定した。10日時点 での集計で、認定はこれが初めて。

- 6/25 政府は「全世代型社会保障検討会議」を開き 第2次中間報告をまとめた。フリーランスとして働 く人に関し、国の労働災害保険の「特別加入制度」 対象拡大を検討すると明記した。
- 厚生労働省は仕事が原因でうつ病などの精神 6/26 疾患にかかり、2019年度に労災申請したのは前年度 比 240 件増の 2060 件、労災認定されたのが 509 件 で、いずれも 1983 年度の統計開始以降、最多だった と発表した。女性の申請が 164 件増の 952 件と、男 性に比べ大幅に増加。認定されたケースのうち自殺 が88人で前年度より増えた。認定原因では「嫌がら せ、いじめ、暴行」が 79件、「セクハラ」 42件など 職場でのハラスメント関連が多かった。

日 .発行

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **(別国) [7] Relief** インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
りくようだい	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込 み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名 を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター ●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1 部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1	部につき2,400円増
会員購読料		員(会費月1日1,000円以上)には 部以上は1部150円増

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



紫国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259